



# 企業型確定拠出年金のしくみ

企業型確定拠出年金は掛金を会社が拠出し、従業員が運営管理機関を通じて運用商品を指示します。その主なしくみと役割を理解しましょう。



## 1 掛金

会社は拠出する掛金を、「資産管理機関(※1)」にある従業員一人一人の確定拠出年金口座へ振り込みます。マッチング拠出をする場合は、従業員が拠出した掛金も一緒に振り込みます。

## 2 運用商品の指示

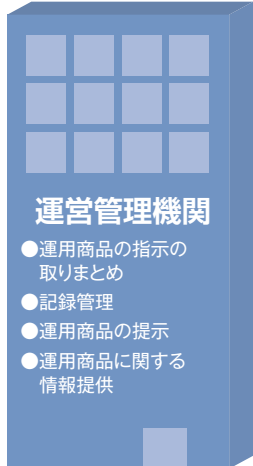
従業員は、会社が選定した「運営管理機関(※2)」が提示する運用商品ラインナップの中から、どの商品で資産運用するかを自らの判断で決定します。

## 4 報告

「運営管理機関」は従業員一人一人の運用結果や年金資産残高を定期的に報告します。

## 5 運用商品の見直し

従業員は運用する年金資産の商品構成を変更することができます。



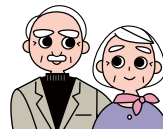
## 2 運用商品の指示

「運営管理機関」は一人一人の運用商品の指示を資産管理機関に行います。

## 6 給付の指示

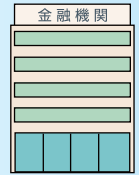
## 6 給付の申請

年金を受け取る人の給付申請により、「運営管理機関」は「資産管理機関」に給付の指示を行い、その指示に従って年金が給付されます。



年金を受け取る人 (60歳以上)

## 3 年金資産を運用する金融機関



年金資産は銀行、証券会社、生損保等が提供する商品で運用されます。

### マッチング拠出とは

マッチング拠出とは、会社が拠出する掛金に乗せて従業員が掛金を拠出することです。会社毎の「確定拠出年金規約」にマッチング拠出に関する定めがあれば、従業員も掛金を拠出することができます。ただし、拠出できる額には、以下の要件があります。(注) 会社がマッチング拠出の制度を導入していない場合は、従業員が掛金を拠出することはできません。

### 【主な要件】

- 従業員が拠出する掛金は、会社が拠出する掛金額を超えることはできません。
- 従業員が拠出した掛金と会社が拠出した掛金を合計した金額が拠出限度額以内でなければなりません。

出典: 日本証券業協会「確定拠出年金入門(2016年9月版)」

に加入している従業員の拠出に追加して事業主が拠出できるようになります。

### ② その他の普及・拡大に向けた取り組み

従業員への継続的な投資教育に係る配慮義務が今回の見直しにより努力義務とされますが、事業主の負担を軽減するため、投資教育については知見のある企業年金連合会への委託により実施することも可能とされました(2016年7月1日施行済み)。

また、企業型DCの掛金は、現状、月単位で規制されており、前月に拠出限度額を使い残しがあった場合でも、翌月に繰り越して掛金を拠出することはできません。この点について、柔軟な拠出を可能とするため、拠出の規制単位が年単位化され、たとえば、賞与時に使い残し分を一括して拠出することができるようになります(2018年1月1日施行)。

### (2) DCの運用の改善・運営管理機関の評価と運用商品の選択

現在、事業主は、運営管理業務を運営管理機関に委託できることとされています。

今回の見直しでは、運営管理機関間の競争を促し、加入者の利益を確保するため、事業主において委託先の運営管理機関を5年毎に評価するなどの

努力義務が規定されました(公布から2年以内に施行)。

一方、運営管理機関においては、加入者に商品メニューとして提供する運用商品数を制限すること及びリスク・リターン属性の異なる3つ以上の商品を提供することが求められるようになります(公布から2年以内に施行)。

また、現状、運用商品を除外するためには商品選択者全員の同意が必要であるため商品の入れ替えが極めて困難ですが、3分の2以上の同意があれば運用商品を除外できるようになります(公布から2年以内に施行)。

さらに、選択の失念などにより運用商品を選択しない者が一定数いることを踏まえ、商品を選択しないまま一定期間が経過した場合に自動的に買い付けられる商品である指定運用方法(いわゆるデフォルト商品による運用)について、規定が整備されました(公布から2年以内に施行)。

### (3) ライフコース多様化への対応・専業主婦、公務員、企業年金加入者を対象者に追加

労働の多様化が進むなか、生涯にわたって継続的に老後に向けた自助努力を可能とするため、iDeCoの対象者として、専業主婦などの第三号被保険者、公務員、企業年金加入者(企業型DC加入者については規約に定めた場